

## イオンタウン矢本の届出概要について (法第 6 条第 2 項 変更)

- 1 届出者 イオンタウン株式会社
- 2 届出日 令和 4 年 9 月 2 7 日
- 3 店舗の名称 イオンタウン矢本
- 4 店舗設置者 イオンタウン株式会社 代表取締役 加藤 久誠  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
- 5 店舗所在地 東松島市小松字上浮足 4 3 番地 外
- 6 変更しようとする事項  
駐車場の位置及び収容台数  
(変更前) 1 0 7 6 台  
(変更後) 5 0 0 台
- 7 変更する年月日  
令和 5 年 5 月 2 8 日
- 8 事務手続き等
  - ・公告年月日: 令和 4 年 1 0 月 1 8 日
  - ・縦覧期間: 公告の日から令和 5 年 2 月 2 0 日まで (公告の日から 4 か月)
  - ・地元説明会: 令和 4 年 1 1 月 1 7 日
  - ・市町村等からの意見書提出期限: 令和 5 年 2 月 2 0 日 (公告の日から 4 か月以内)
  - ・県の意見の通知期限: 令和 5 年 5 月 2 7 日 (届出から 8 か月以内)

### ■変更に関するもの以外の事項

#### 1 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1 3, 9 0 0 m<sup>2</sup> (届出面積 1 3, 6 3 3 m<sup>2</sup>)

#### 2 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- |                 |                         |
|-----------------|-------------------------|
| (1) 駐輪場の収容台数    | 3 7 9 台                 |
| (2) 荷さばき施設の面積   | 6 3 1. 4 m <sup>2</sup> |
| (3) 廃棄物等保管施設の容量 | 1 1 6 m <sup>3</sup>    |

#### 3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- |                       |                    |
|-----------------------|--------------------|
| (1) 開店時刻及び閉店時刻        | 2 4 時間             |
| (2) 駐車場利用時間帯          | 2 4 時間             |
| (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 | 2 箇所               |
| (4) 荷さばき可能時間帯         | 午前 6 時から午後 1 0 時まで |

## 住民説明会の実施状況

開催日時	令和4年11月17日（木）午後6時30分から
開催場所	矢本西市民センター 東松島市小松字向田198-1
出席人数	4名

質問事項	設置者の回答内容
駐車場の状況は催事を行わないときは今とほとんど変わらないという認識で良いか。	はい。一部、活用を検討している場所はございますが、それ以外の駐車場は現状とほとんど変わりません。催事を行うときにあらかじめ制限させていただきますのでご走行に注意願います。 →県の意見は不要
催事とはどんなことを計画しているのか。	キッチンカーによるイベントや陶器市など、そのほか住民の皆様喜んでいただけるようなものを考えていきたいと思っております。 →指針の対象外
北側敷地（矢本2期）の変更予定はあるのか？	変更の計画は現時点ではありません。 →指針の対象外

## 東松島市の意見について

意見内容	設置者の回答内容
なし	なし

## 地元住民の意見について

意見内容	設置者の回答内容
なし	なし

## 大規模小売店舗立地法に基づく県の意見

届 出 者	イオンタウン株式会社	
届 出 年 月 日	令和4年9月27日	
店 舗 名 称	イオンタウン矢本	
所 在 地	東松島市小松字上浮足43番地 外	
市 町 村 の 意 見	あり	なし
地域住民等の意見	あり	なし
<b>県 の 意 見 案</b>		
交 通 関 係	あり	なし
騒 音 関 係	あり	なし
廃 棄 物 関 係	あり	なし
そ の 他	—	
意 見 案	県の意見はなし	
附 帯 意 見 案	<p>予備駐車場の一部を催事スペースとして活用する際は、来客者と車の交錯等の問題が発生しないよう敷地内の安全について十分に配慮願います。また、駐車場の不足による周辺道路の渋滞等の交通問題が発生した場合には、必要に応じて駐車場計画の見直しや追加的な措置を講じるよう配慮願います。</p>	